

新洲本市 総合計画

— 概要版 —

豊かな自然とやさしさあふれる
暮らし共創都市・洲本



洲本市

計 画 の 策 定 に あ た っ て

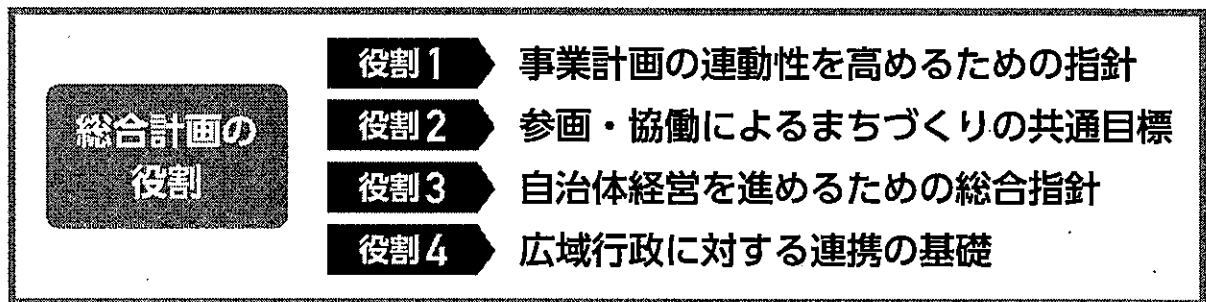
● 計画策定の目的

少子高齢化と人口減少の急激な進展に加え、自然災害をはじめとするさまざまなリスクに対する危機管理意識の高まり、エネルギー・環境に対する意識の変化など、我が国の社会・経済の情勢は大きく変動しています。

平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間とした「洲本市総合基本計画」が終了となることから、新しい市政運営の目標とその実現方法を明確にし、計画的なまちづくりを進めるための指針として、2018年度（平成30年度）から2027年度までの10年間を計画期間とする新たな「洲本市総合計画」を策定しました。

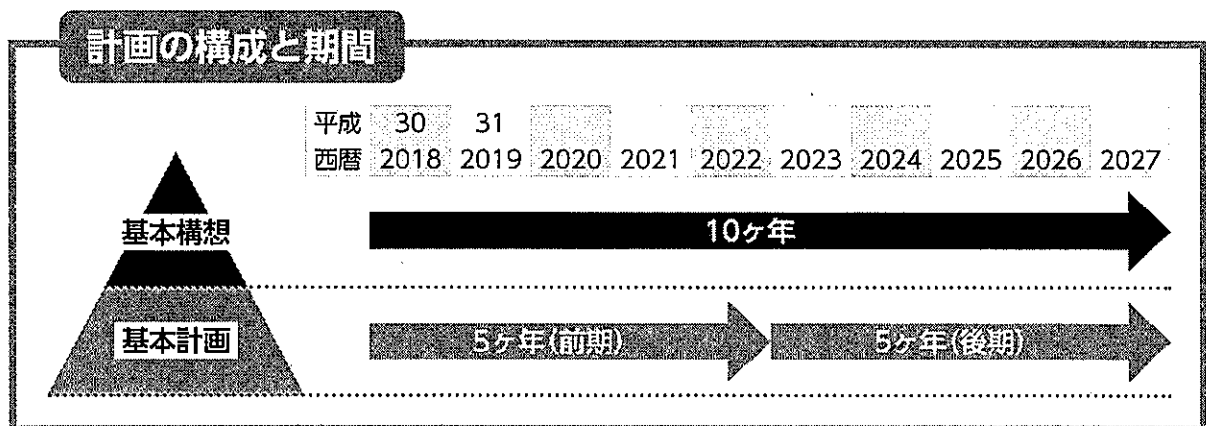
● 計画の役割

総合計画は、本市のまちづくりにおける行政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”です。そのため、本計画は、今後の本市のまちづくりの方向性を示すものであり、次のような役割を持ちます。



● 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」と「基本計画」の2つの枠組みで構成します。



◆ 基本構想

基本構想は、本市のめざすべき将来像とそれを実現するための基本方針や施策の大綱を示すものです。

◆ 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な基本的施策を体系的に示すものです。

基 本 構 想

● 将来都市像

本市の特性・課題などを踏まえ、10年後にめざすべき将来都市像を次のように設定しました。

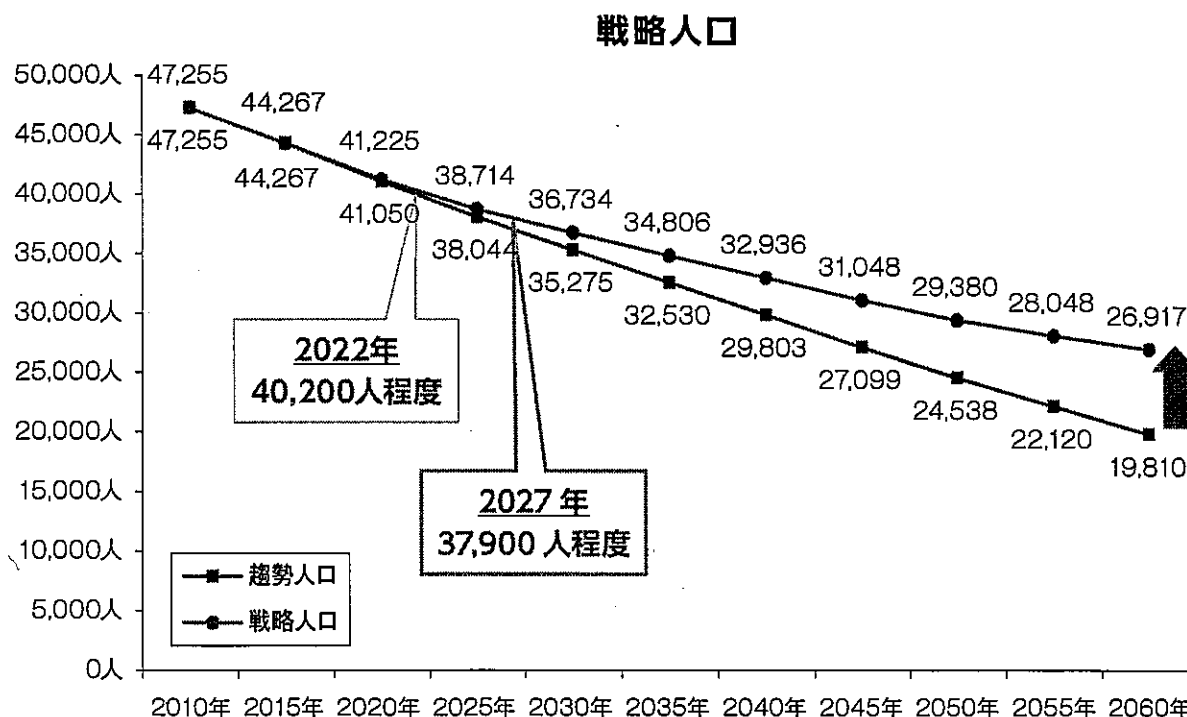
将来都市像

豊かな自然とやさしさあふれる 暮らし共創都市・洲本

これからの10年間のまちづくりでは、充実した社会基盤や施設などを活かすため、市民の厚い人情や穏やかな人柄に代表される「やさしさ」、また、海・山に代表される自然環境の「美しさ」、さらには、長い時間をかけて大切に育まれてきた「歴史や伝統、文化」、そして、周辺自治体との「新たなつながり」などをキーワードとしながら、本市で暮らす、あるいは、本市に関わるすべての人たちのところが豊かになるような取組を進めていきます。

● 将来人口（戦略人口）

本市では、「戦略人口」として、前期基本計画の最終年である2022年には40,200人程度を、後期基本計画の最終年である2027年には37,900人程度の確保をめざしています。



● 土地利用の基本的な方向性

本市の特性を踏まえた上で、土地の適切な管理と有効活用、さらには、自然と共生する土地利用や安全・安心を実現する土地利用を行っていきます。また、近年整備された社会基盤を最大限に活用し、地域の活性化や安全・安心の確保にも努めていきます。

■ 拠点：都市の発展を牽引する都市機能の集積拠点

▶ 中心市街地拠点

商業・業務・医療・公共機能などが集中している利便性の高さや、既存ストックを最大限に活用することで、本市のみならず、淡路島の中核として一層の機能強化、再整備を図ります。

▶ 地域生活拠点

日常生活に必要な都市機能が集約されていることから、地域の都市活動の拠点として、まとまりのある市街地を形成します。

■ ゾーン：連続的な自然環境の整備保全と住環境との調和を推進するゾーン

▶ 定住・田園ゾーン

地域の状況に応じた計画的かつ適正な土地利用を図るとともに、中心市街地拠点や地域生活拠点と地域公共交通などのネットワークでつなぎます。また、耕作放棄地の発生防止と解消、効率的な利用を図ります。

▶ 市街地ゾーン

まちなか再生や都心居住、公園整備、市街地緑化などの取組を推進することで、空洞化の抑制と都市機能の充実・更新を図るとともに、道路網の整備により、計画的な市街地の整備を図ります。

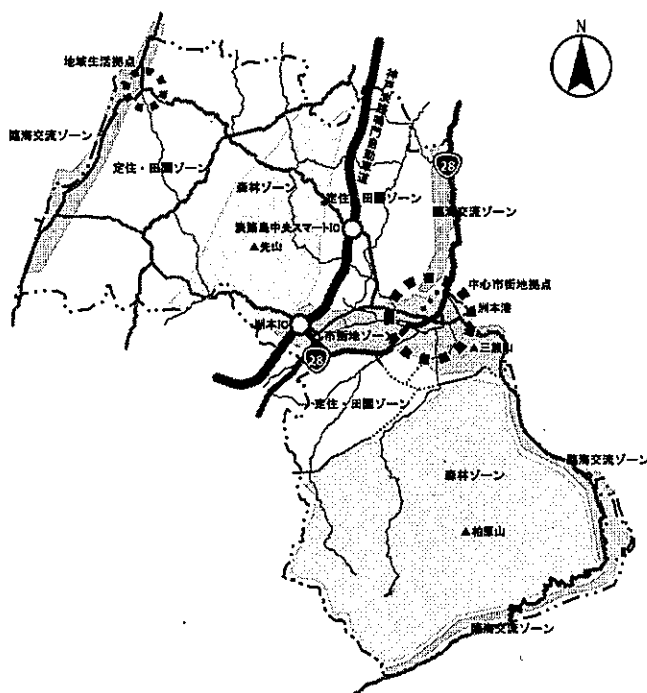
▶ 臨海交流ゾーン

水産業の生産基盤の一層の充実を図るとともに、海辺を結ぶ回遊性の高い交流空間としての利用を図ります。

▶ 森林ゾーン

国土の保全や水源かん養など、豊かな緑地空間としての機能が持続的に発揮されるよう、森林の保全及び育成、治山対策や森林空間の総合的な利用を図ります。

土地利用構想図



● まちづくりビジョンの実現に向けた基本目標

「将来都市像」の実現に向け、本市がめざす基本目標として、次の3つを設定します。

3つの基本目標

基本目標1 安全で安心して暮らせる強くしなやかなまちづくり

基本目標2 思いやりと支え合いを大切にするこころ豊かなひとづくり

基本目標3 活力を生む産業を育み、元気で健やかに暮らせるまちづくり

基本計画

基本目標

安全で安心して暮らせる強くしなやかなまちづくり

第1章 市民生活と地域を支える社会基盤の充実

- ◎ 道路や交通網、さらには、情報通信基盤などを整備することで、ヒト・モノ・情報などを円滑に運べるようにします。
- ◎ 人が集い、誰もが元気に活躍できる中心市街地の形成や住環境の充実に努めるとともに、犯罪や事故に対する不安を少しでも軽減できる生活がおくれるまちづくりをめざします。
- ◎ 南海トラフ巨大地震の発生に備え、ハード整備を進めるとともに、防災訓練や防災学習会などを通して、災害に対する意識の醸成を促します。
- ◎ 増加傾向にある危険・老朽化した空き家の対策なども進めます。

1. 調和のとれた土地利用の促進
2. にぎわいのある中心市街地整備と景観形成
3. 道路・交通網の整備
4. 住宅・宅地の整備
5. 水質保全の推進と浸水安全度の向上
6. 地域情報化の推進
7. 消防・防災対策の推進
8. 交通安全・防犯対策の推進
9. 消費者・生活者が主役となる社会の促進

第2章 自然環境の保全と暮らしやすさとの調和

- ◎ ごみひとつない美しいまちの実現に向けて、自然環境の保全や省資源・省エネルギーなどに対する市民の意識啓発に取り組むとともに、適正なごみ処理を行います。
- ◎ 公園・緑地・水辺といった自然環境を活かしたやすらぎの場の整備に努めるとともに、美しく豊かな自然と調和した「本市ならではの暮らし」を広くアピールすることで、「洲本のファン」とも言える「関係人口」の確保、交流人口の増加、そして、移住・定住の促進につながるまちづくりをめざします。

1. 環境保全の推進と生活環境の充実
2. 資源循環型社会の形成
3. 公園・緑地・水辺の整備
4. 交流活動の推進と定住環境の整備

基本目標2 思いやりと支え合いを大切にすること豊かなひとづくり

第3章 市民が活躍できる地域と仕組みの構築

- 快適で暮らしやすいまちの実現のため、個人の活動に加え、町内会などのコミュニティ組織を中心に、家庭から地域へ、地域からまち全体へと広がる「つながりの仕組み」を構築し、「新たな洲本市民」とも言うべき移住・定住者も含めた「すべての市民」が気軽に参加・活躍できる環境づくりをすすめます。
- 女性や若者の活躍を促す取組を進め、さらには、地方分権・地方創生の潮流に対応した行財政運営の確立に向けたまちづくりをめざします。

1. 市民参画と協働の推進
2. コミュニティ活動の促進
3. 国内外との地域間交流の促進
4. 人権尊重社会の形成
5. 男女共同参画社会の形成
6. 時代に対応した行財政運営の推進

第4章 郷土愛の醸成と次代を担う人材の育成

- 自らのふるさとに誇りと愛着を抱くことができるように、学校、家庭、地域が協力・連携し、特色ある教育環境の充実に取り組むとともに、社会に出てからも、「自立できる力」、「生きていく力」を養うため、生涯学習などの学びの場や生涯スポーツを通して、自己啓発や市民相互の交流が促進される仕組みづくりに努め、さらには、これらの活動を通して、青少年の健全な育成を図ります。
- 本市には長い歴史・伝統の中で育まれてきた豊かな地域文化があり、これらの保存・継承を行うとともに、国の内外と芸術・文化を介した多種多様な交流を展開することで、地域文化の振興を図るまちづくりをめざします。

1. 学校教育の充実
2. 生涯学習の振興
3. 青少年の健全育成
4. 地域文化の振興
5. 生涯スポーツの振興



基本目標3 活力を生む産業を育み、元気で健やかに暮らせるまちづくり

第5章 地域産業の育成と新産業の創造

- 人口減少が進んだ場合においても、地域の活力が維持できるように、本市の基幹産業であり、また、本市の最大の魅力の一つでもある自然環境を活かした第1次産業や観光の振興に取り組みます。
- 地域に大きな雇用を生み出す工業の振興、地域のにぎわいにつながる商業の振興に加え、豊かな地域の資源を活かしたこれまでにない新しい産業の創出にも取り組み、誰もが働くことに誇りと喜びを感じながら暮らせるまちづくりをめざします。

1. 観光の振興
2. 農林業の振興
3. 水産業の振興
4. 商工業の振興
5. 地域資源を活かした新産業の創出
6. 雇用・勤労者対策の充実



第6章 生きがいとやすらぎを実感できる環境の創出

- 子どもから高齢者まで、すべての人が住み慣れた家庭や地域において、健康を維持しつつ、安心して生活できる環境を実現するため、自らの生きがいとやすらぎを自らが作り出すことを基本に、個人、家庭、地域が互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくりをめざします。
- 出産・育児を希望する世代に対する取組の充実を図ることで、子育て世代を応援します。

1. 子育て支援の充実
2. 高齢者施策の充実
3. 障害者施策の充実
4. 地域福祉の充実
5. 健康づくり・医療体制の推進
6. 社会保障制度の適正な運営



新洲本市 総合計画

— 概要版 —

豊かな自然とやさしさあふれる
暮らし共創都市・洲本

発行・編集 **洲本市企画情報部企画課**

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

電話 0799-22-3321 FAX 0799-23-2340